

第3章 予 防 計 画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、道及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道及び町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次に定めるところによる。

1 現 況

本町の河川は、2級河川の歴舟川をはじめ多くの川があるが、このうち、特に降雨、融雪等で河川が増水、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想される危険予想区域は次のとおりである。

（平成21年4月1日現在）

番号	危険区域						整備計画	
	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域延 長 (m)	災害の 要因	実施機関	概 要

1	生花	生花苗川	2級 生花苗川	河口から 1.1~2.7	左岸 1,600	決壊(無 堤)	道(建設部)	実施済
2	生花	生花苗川	2級 生花苗川	河口から 6.2~7.0	左岸 800	決壊氾濫	道(建設部)	実施済
3	生花	生花苗川	2級 生花苗川	河口から 6.2~7.0	右岸 800	決壊氾濫	道(建設部)	実施済
4	美成	当縁川	2級 当縁川	河口から 1.0~2.0	1,000	決壊氾濫	道(建設管 理部)	H29~ H30
5	美成	当縁川	2級 当縁川	河口から 5.1~7.5	2,400	決壊氾濫	道(建設管 理部)	H30~ H35
6	旭浜	歴舟川	2級 歴舟川	河口から 24.6	24,600	決壊氾濫	道(建設管 理部)	H29~ H35
7	大全	ヌビナイ川	2級 ヌビナイ 川	起点から 4.0	4,000	決壊氾濫	道(建設管 理部)	H29
8	旭浜~ 開進	紋別川	2級 紋別川	河口から 12.0	12,000	決壊氾濫	道(建設管 理部)	H29~ H35

2 予防対策

国、道及び町等は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道開発局、北海道、町

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時するなど、河川の管理に万全を期するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

(2) 町

- ① 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化

を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

- ② 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）

- ③ 市町村地域防災計画において上記②ウに掲げる事項を定めるときは、町地域防災計画において、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

ア 地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員

イ 要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

ウ 大規模な工場その他の施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

- ④ 浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた上記②ア～ウに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

- ⑤ 町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該

指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。) から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した大樹町水防計画の定めるところによる。

第2節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、次に定めるところによる。

1 予防対策

国、道及び町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道

風害を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

(2) 北海道

農作物の災害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の生育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

(3) 北海道、大樹町

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(4) 大樹町、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第3節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、次に定めるところによる。

1 気象官署の収集

気象官署の発する予警報及び情報並びに釧路地方気象台の情報等を収集する。

2 実施者と作業基準

(1) 実施者

- ①国道路線の除雪は、北海道開発局が行う。
- ②道道路線の除雪は、北海道が行う。
- ③町道路線の除雪は、町(建設課)が行う。

(2) 道路除雪に係る各機関の作業の基準は、次のとおりである。

①北海道開発局

種類	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施して、常時交通を安全に確保する。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則として、必要な待避所を設ける。夜間除雪は行わない。

②北海道

種類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪等において、極力2車線確保を図る。
第2種	300～1,000台/日	2車線以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によって1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

③大樹町

種類	除 雪 目 標
1次路線	通学路、生活道路、牛乳搬出路を優先に、交通を安全に確保する。
2次路線	1次路線開通後除雪する。
3次路線	2次路線開通後除雪する。

(3) 町の出動基準

- ①積雪10cm程度を目安として、午前7時までに完了することを原則とする。

- ②吹雪等で通行不能状態が予想される場合。
- ③火災や救急患者等の緊急事態が発生した場合。

(4) 交通規制

広尾警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止、駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。
- (2) 河川を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議のうえ、決定するものとし、投下の際には溢水災害等の防止に努めなければならない。

4 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予報(注意報を含む。)、警報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- (1) 町長は、「大樹町雪害対策要綱」に従い、早期かつ総合的な雪害対策を講じるものとする。
- (2) 町長は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めるときは、除雪機械等を出動して、事態に対処するものとする。
- (3) 町長は、路上通行車両の故障者(障害車)等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

大樹町雪害対策要綱

1 目 的

この要綱は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪災害に対処するため、大樹町地域防災計画に定めるところに従い、各部の業務を明らかにし、雪害対策を早期かつ総合的に推進することを目的とする。

2 常備態勢

各部は、降雪、豪雪、暴風雪に対し、常に常備の態勢を整えておくものとする。

(1)総務課

ア 気象予報(注意報を含む)、警報、情報等の受理、伝達について大樹町地域防災計画書に定めるところにより、その対策の万全を期すること。

イ 情報の収集に努めること。

ウ 各班報告事項の取りまとめ及び処理状況の把握に関すること。

エ 非常配備態勢は建設課と協議し、町長の指示を求めること。

オ 雪害対策について町民への周知及び協力要請等に関すること。

カ 住宅の倒壊等に伴う、人的災害が発生した場合の消防団員の召集については、大樹消防署と連携しながら配慮すること。

(2)建設水道課

ア 常に降雪等の状況及び職員の出動態勢を整えておくこと。

イ 路線別に除雪計画を立てておくこと。

ウ 車両を管理し配車計画を立てておくこと。

エ 大樹町道維持補修及び除排雪業務委託業者(以下、委託業者という。)に対し、緊急時における除雪車両の借上げ態勢について指示をすること。

オ 雪捨場所の設定及びその設備に努めること。

カ 国・道その他関係機関とあらかじめ連絡調整を行っておくこと。

(3)大樹消防署

ア 町民の防火意識を高めるため、啓蒙活動を通じ火災の予防に努めること。

イ 水利の万全を図るため、消火栓、防火水槽等の除雪を早急に進めるよう配慮すること。

ウ 住宅の倒壊等に伴う、人的災害が発生した場合の出動体制について配慮すること。

エ 救急患者輸送のため、交通路確保について建設水道課と協議しておくこと。

3 除排雪の体制

(1)除雪の推進

ア 交通路の確保

建設水道課は、除雪に対して気象条件及び降雪の状況を常に把握し、かつ常備計画に従い、交通路確保のため、除雪の推進に努めなければならない。

また、現有機能をもって、緊急に交通路の確保が困難と判断したときは、委託業者に指示をし、民間の車両を借上げ、これに対処するものとする。

イ 除雪の実施の方針

除雪車の運行路線及びその順位は、基本方針に従いあらかじめ定めたところによる。

ただし、気象条件、降雪の状況により関係機関と協議のうえ変更することができる。

ウ 病人搬送、火災等で緊急に交通路の確保の要請があった場合は、優先的かつ速やかに対応するように措置することとする。

(2) 排雪の促進

ア 排雪作業は、町道及びその範囲の交差点付近とする。

4 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置基準は、地域防災計画書第2章第3項「大樹町災害対策本部」で定めるところによるものとするが、概ね次のとおりとする。

(1) 大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。

(2) 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命に係る事態が発生し、その規模、範囲から緊急応急措置を要するとき。

(3) 町民生活に大きな支障をきたすような状況が発生し、又は発生が見込まれるとき。

(4) 全庁的に協力、動員を要する場合。

5 災害対策本部の組織体制

災害対策本部の組織体制は「大樹町災害対策本部」の定めるところによるものとし、全体総括事務は「総務対策部」とする。

6 災害対策連絡室は、次のことを行うものとする。

(1) 気象予警報等情報の収集に関すること。

(2) 雪害対策に関する各種情報の収集及び処理状況の取りまとめに関すること。

(3) 雪害時における関係機関、協力機関との連絡調整に関すること。

(4) 除排雪の現状把握に関すること。

(5) その他雪害対策の推進に関すること。

7 各部の業務の推進

各部は、豪雪、暴風雪に対処し、交通路確保との関連において、関係機関との連携のもとに、次によりその手配に万全を期するものとする。

(1) 産業対策部

ア ビニールハウス等営農施設の倒壊防止対策

イ 牛乳搬出路確保対策

ウ 早期融雪の促進指導

(2) 医療対策部

ア 救急患者受入対策

イ 除雪の実施の方針

除雪車の運行路線及びその順位は、基本方針に従いあらかじめ定めたところによる。

ただし、気象条件、降雪の状況により関係機関と協議のうえ変更することができる。

ウ 病人搬送、火災等で緊急に交通路の確保の要請があった場合は、優先的かつ速やかに対応するように措置することとする。

(2) 排雪の促進

ア 排雪作業は、町道及びその範囲の交差点付近とする。

4 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置基準は、地域防災計画書第2章第3項「大樹町災害対策本部」で定めるところによるものとするが、概ね次のとおりとする。

(1) 大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。

(2) 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命に係る事態が発生し、その規模、範囲から緊急応急措置を要するとき。

(3) 町民生活に大きな支障をきたすような状況が発生し、又は発生が見込まれるとき。

(4) 全庁的に協力、動員を要する場合。

5 災害対策本部の組織体制

災害対策本部の組織体制は「大樹町災害対策本部」の定めるところによるものとし、全体総括事務は「総務対策部」とする。

6 災害対策連絡室は、次のことを行うものとする。

(1) 気象予警報等情報の収集に関すること。

(2) 雪害対策に関する各種情報の収集及び処理状況の取りまとめに関すること。

(3) 雪害時における関係機関、協力機関との連絡調整に関すること。

(4) 除排雪の現状把握に関すること。

(5) その他雪害対策の推進に関すること。

7 各部の業務の推進

各部は、豪雪、暴風雪に対処し、交通路確保との関連において、関係機関との連携のもとに、次によりその手配に万全を期するものとする。

(1) 産業対策部

ア ビニールハウス等営農施設の倒壊防止対策

イ 牛乳搬出路確保対策

ウ 早期融雪の促進指導

(2) 医療対策部

ア 救急患者受入対策

8 被害調査

各部（班）は応急対策業務が概ね完了し、速やかに次により被害状況を調査し、総務対策部にその都度報告するものとする。

- (1) 町施設の被害については、その所管する班が行う。
- (2) 商工業者関係については、産業対策部商工観光班、農業関係については、産業対策部農政班がそれぞれ行う。
- (3) 町内における建築物被害については、土木対策部建設班が行う。

9 除排雪機械の町有保有状況

道路除排雪機械は次の町車両によるほか、民間借上げにより実施する。

【町保有車両】

所在地	大樹町柏木町14番地
連絡先	6-3345
車種	除雪ダンプ：1台 除雪専用車：2台 除雪ショベル：2台 ロータリー：2台 グレーダー：1台

第4節 融雪災害予防計画

融雪期に災害が発生し、又は災害が発生すると予想される場合の予防対策及び応急対策については、次に定めるところによる。

1 気象情報等の把握

町は、融雪期においては気象官署関係機関と緊密な連携をとり、地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は、降雨及び気温の上昇等、気象状況等に留意し融雪出水の防止、予測に努めるものとする。

2 河川の警戒

町は、各河川について巡視警戒を図ること。

3 河道内障害物の除去

町は、町管理の河川について、必要に応じて河道内の除雪結氷の破砕等障害物を除去の対策を立てること。

4 道路の除雪等

町は融雪、なだれ、結氷、滞流水等により、道路交通が阻害される恐れがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、排水確保を行い道路の効率的な活用を図るものとする。

5 水防資器材の整備点検

町は、水防活動を迅速かつ効率的に進めるため、水防資器材の整備、点検を行うとともに関係機関及び資器材保持業者等とも十分打合せを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

第5節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防計画は、次に定めるところによる。

1 現況

高波、高潮、津波等危険区域は、次のとおりである。

番号	危険区域					法令等における指定状況					整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	指定機関	法令名	指 定 年 月 日	指 定 番 号	危険区域との関連		実施機関	概要
										全 部	一 部		
1	旭	4,123	3,200	3,200	高波津波 5.0	道	海岸法	S39.3.2 S36.5.30	529	○		道(建設管理部)	消波堤工 事完了
2	浜大樹	9,300	9,300	9,300	高波津波 5.0	道	海岸法	S39.2.1 S36.5.30	488	○		道(建設管理部)	消波堤工 事完了
3	晩成	3,140	3,140	3,140	高波津波 5.0	道	海岸法	S39.2.1 S36.5.30	1228	○		道(建設管理部)	一部完成 残り長期 計画実施 中
4	生花	3,660	3,660	3,660	高波津波 5.0	道	海岸法	S36.5.30	1228	○		道(建設管理部)	計画無し
5	更生	720	720	720	高波津波 5.0	道	海岸法	S36.5.30	1228	○		道(建設管理部)国土交通省	計画無し

2 予防対策

- (1) 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

第6節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次に定めるところによる。

1 現況

(1) 地すべり危険区域

地すべり危険区域は次ページ別表1のとおり

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域は次ページ別表2のとおり

(3) 土石流危険区域

土石流危険区域は次ページ別表3のとおり

2 予防対策

(1) 町は、関係機関と連携して、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行う。

(2) 町は関係機関との連携により山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行う。

(3) 町は防災マップの作成や広報誌を活用し、住民等に対し、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等の周知に努めるものとする。

(4) 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(5) 町地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

また、前項エに掲げる管理者は次の事項に留意し、避難計画を策定することが有効である。

① 施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認

② 情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方

法を定める

- ③ 施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制
 - ④ 設内の垂直待避も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する
 - ⑤ 避難誘導に関する責任者の明確化
 - ⑥ これらの計画を避難経路図等に分かりやすくまとめる
- (6) 警戒区域等をその区域に含む町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難経路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (7) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

3 形態別予防計画

(1) 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び町は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

- ① 町は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市町村は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

ア 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

別表1 地すべり危険箇所

(令和4年3月1日現在)

番号	危険区域の現況			法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
								全部	一部		
1	生花 986番地 2	生花		農林水産省	地すべり法	42.9.6	1270		○	道(水産林務部)	完了
2	坂野の沢	光地園	107.43	農林水産省	地すべり法	39.12.4	1455		○	道(水産林務部)	昭和61年度完了
3	柏台団地	拓進	10							道(水産林務部)	事業継続中昭和58年度～一部実施
4	林道の沢	振別	2							道(水産林務部)	平成6年度～一部実施
5	振別団地	振別	2							道(水産林務部)	計画検討中
6	生花の沢	生花	15							道(水産林務部)	計画検討中
7	学校の沢	生花	15							道(水産林務部)	計画検討中
8	生花B	生花	27							道(水産林務部)	計画検討中
9	55号の沢支流	生花	8							道(水産林務部)	計画検討中

10	生花苗林道の沢	生花	8							道(水産林務部)	計画検討中
11	鹿の沢	光地園	106							道(水産林務部)	事業継続中一部実施
12	町道の沢	振別	6							道(水産林務部)	計画検討中

別表2 急傾斜地崩壊危険箇所

(令和4年3月1日現在)

番号	危険区域の現況			法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
								全部	一部		
1	ヨコベツの沢	生花	3							道(水産林務部)	計画検討中
2	牧場の沢	光地園	4							道(水産林務部)	一部実施済
3	柏台団地第1	拓進	4							道(水産林務部)	計画検討中
4	柏台団地第2	拓進	5							道(水産林務部)	計画検討中
5	柏台団地第3	拓進	2							道(水産林務部)	一部実施
6	砂金の沢第1	光地園	1							道(水産林務部)	一部実施済

7	砂金の沢 第2	光地園	2							道(水産林務部)	一部実施済
8	酒井地先	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
9	59号の沢 奥	生花	2							道(水産林務部)	計画検討中
10	59号の 沢前	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
11	ツクエの 沢奥	生花	3							道(水産林務部)	計画検討中
12	ツクエの 沢中	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
13	ツクエの 沢下	生花	2							道(水産林務部)	計画検討中
14	三股	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
15	ツクエの 沢支流下	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
16	ツクエの 沢合流	生花	2							道(水産林務部)	計画検討中
17	生花沢支 流	生花	3							道(水産林務部)	計画検討中
18	昇りの沢	生花	3							道(水産林務部)	計画検討中

19	生花Aの 沢下	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
20	生花Bの 沢下	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
21	オオ沢支流 下	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
22	池田の沢 下	生花	3							道(水産林務部)	計画検討中
23	苗畑の沢	生花	2							道(水産林務部)	計画検討中
24	オオガイの 沢奥	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
25	39 林班A の沢	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
26	飯場の沢	美成	1							道(水産林務部)	計画検討中
27	湧生の沢	生花苗	1							道(水産林務部)	計画検討中
28	幸徳	大光	2.4	国土交通省	急傾斜地の崩壊に よる災害防止法	R4.1.21	II-8-35 2042		○	道(建設部)	計画検討中
29	松山	本町	1.2	国土交通省	急傾斜地の崩壊に よる災害防止法	R4.1.21	II-8-36 2043		○	道(建設部)	計画検討中

別表3 土石流危険溪流

(令和4年3月1日現在)

番号	危険区域の現況							整備計画		
	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号・年月日	実施機関	概要
						溪流長(km)	面積(ha)			
1	生花の沢	生花苗川	5の沢	生花沢		5	47.5		道(水産林務部)	昭和54年度～ 実施中
2	オオノ沢	生花苗川	4の沢	オオノ沢		3	145		道(水産林務部)	昭和53年度～ 実施中
3	25林班の 沢	生花苗川	1の沢	ヨコベツの 沢		2	8		道(水産林務部)	計画検討中
4	生花(23林 班)	生花苗川		紀文塔沢A		2	40		道(水産林務部)	計画検討中
5	生花(23林 班)	生花苗川		紀文塔沢B		2.5	45		道(水産林務部)	計画検討中
6	生花(24林 班)	生花苗川		紀文塔沢C		2.4	40		道(水産林務部)	計画検討中
7	生花(24林 班)	生花苗川		湧生の沢		2	30		道(水産林務部)	計画検討中
8	生花(26林 班)	生花苗川	三沢の 沢	ギンレイの 沢		0.9	5		道(水産林務部)	計画検討中
9	生花(26林 班)	生花苗川	三沢の 沢	小雪の沢		0.5	3		道(水産林務部)	計画検討中
10	生花(27林 班)	生花苗川	三沢の 沢	ボンヘベケ シの沢		2.5	40		道(水産林務部)	計画検討中

第3章 予防計画

11	生花(28林班)	生花苗川	三沢の川	55の沢		2.5	25		道(水産林務部)	平成6年工事施工
12	生花(28林班)	生花苗川	三沢の川	管の沢		0.7	6		道(水産林務部)	昭和52年工事施工
13	生花(28林班)	生花苗川	三沢の川	池田の沢		1	12		道(水産林務部)	計画検討中
14	生花(30林班)	生花苗川	一の沢川	イトタニの沢		1.1	10		道(水産林務部)	計画検討中
15	生花(31林班)	生花苗川	一の沢川	ヨシイの沢		2	19		道(水産林務部)	計画検討中
16	光地園	歴舟川	ヌビナイ川	八巻の沢		0.2	1		道(水産林務部)	一部施行
17	光地園	歴舟川	ヌビナイ川	昭徳の沢2		0.3	1		道(水産林務部)	一部施行
18	生花(32林班)	生花苗川	一の沢川	清水の沢		3.3	35		道(水産林務部)	計画検討中
19	生花(33林班)	生花苗川	ニの沢川	五月の沢		1.2	10		道(水産林務部)	計画検討中
20	生花(35林班)	生花苗川	六の沢川	生花苗の沢		4	70		道(水産林務部)	計画検討中
21	生花(36林班)	生花苗川	五の沢川	36林班の沢		0.7	6		道(水産林務部)	昭和45年工事施工
22	生花(36林班)	生花苗川	五の沢川	ハギの沢		0.8	8		道(水産林務部)	計画検討中

23	生花(36林班)	生花苗川	五の沢川	ミヤビの沢		0.7	7		道(水産林務部)	計画検討中
24	生花(37林班)	生花苗川	五の沢川	オオカイの沢		1.6	13		道(水産林務部)	計画検討中
25	生花(38林班)	生花苗川	五の沢川	アオイの沢		0.6	5		道(水産林務部)	計画検討中
26	生花(38林班)	生花苗川	五の沢川	オシバの沢		2.5	20		道(水産林務部)	計画検討中
27	生花(39林班)	生花苗川	五の沢川	まどかの沢		1.3	15		道(水産林務部)	計画検討中
28	生花(39林班)	生花苗川	五の沢川	やまびこの沢		1.2	12		道(水産林務部)	計画検討中
29	生花(41林班)	生花苗川	四の沢	基線の沢		5	100		道(水産林務部)	計画検討中
30	晩成(43林班)	生花苗川		木の実の沢		1.7	30		道(水産林務部)	計画検討中
31	開進	紋別川	紋別川	23号の沢		0.4			道(水産林務部)	一部施行
32	振別	歴舟川	歴舟川	町有林Dの沢		0.5			道(水産林務部)	一部施行
33	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	高田の沢		0.4			道(水産林務部)	昭和45年工事施工
34	拓進	歴舟川	歴舟川	柏台牧場No.1		0.5			道(水産林務部)	計画検討中

35	大全	歴舟川	歴舟川	会館の沢		0.5			道(水産林務部)	実施済
36	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	鹿の沢		0.5			道(水産林務部)	一部施行
37	相川	歴舟川	歴舟川	山下の沢		0.5			道(水産林務部)	一部施行
38	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	熊の沢No.1		0.4			道(水産林務部)	計画検討中
39	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	熊の沢No.2		0.5			道(水産林務部)	一部施行
40	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	熊の沢No.3		0.4			道(水産林務部)	一部施行
41	大全	ヌビナイ川	ヌビナイ川	コタンの沢		0.2			道(水産林務部)	一部施行
42	拓進	歴舟川	歴舟川	柏台牧場No.2		0.4			道(水産林務部)	計画検討中
43	振別	歴舟川	歴舟川	町保林Bの沢		0.4			道(水産林務部)	一部施行
44	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	光地園の沢		0.4			道(水産林務部)	一部施行
45	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	坂野の沢		0.5			道(水産林務部)	一部施行
46	拓進	歴舟川	歴舟川	長谷川の沢		0.6			道(水産林務部)	計画検討中

47	拓進	歴舟川	歴舟川	学校の沢		0.6			道(水産林務部)	計画検討中
48	振別	歴舟川	歴舟川	林道の沢		0.6			道(水産林務部)	一部施行
49	振別	歴舟川	歴舟川	町有林の沢		0.4			道(水産林務部)	一部施行
50	振別	歴舟川	歴舟川	町保林Fの沢		0.5			道(水産林務部)	一部施行
51	大全	ヌビナイ川	ヌビナイ川	住吉の沢川		0.8		II-83-0050 R4.1.21	道(建設部)	計画検討中
52	大光	ヌビナイ川	ヌビナイ川	大光の沢川		0.3		II-83-0060 R4.1.21	道(建設部)	計画検討中
53	萌和	メム川	メム川	モイワ山の沢川		0.6		II-83-0070 R4.1.21	道(建設部)	計画検討中
54	生花	生花苗川	生花苗川	生花一の沢川		0.3		II-83-0100 R4.1.21	道(建設部)	計画検討中
55	生花	生花苗川	生花苗川	生花二の沢川		0.3		II-83-0110 R4.1.21	道(建設部)	計画検討中
56	字振別	歴舟川	振別川	町有林の沢Q		0.2			道(水産林務部)	一部施行
57	字萌和	メム川	メム川	萌和の沢第2		0.1			道(水産林務部)	一部施行

第7節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するため必要な措置事項は、次に定めるところによる。

1 火災への予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、地域内の建築物を防火構造とするなど、不燃化対策に努める。

2 地震への予防対策

建築物の耐震診断及び耐震改修を推進し、地震に対する安全性の確保を図るものとする。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第8節 消防計画

火災その他の大規模災害に対して、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等の計画は、次に定めるところによる。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うためにとちまち広域消防局、消防団をもって消防機関を組織する。

組織図は別表1のとおりとする。

(2) 非常災害時の組織機構

非常災害時の消防機関は、災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、とちまち広域消防局警防規定第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画に基づく消防体制をとるものとする。

(3) 非常災害時の定義

非常災害時とは、次に掲げる場合をいう。

- ①異常気象により災害が発生し、又はそのおそれ大きいとき。
- ②地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大きいとき。
- ③大規模な爆発又は危険物による災害、その他大規模な事故が発生したとき。
- ④災害対策本部が設置されたとき。
- ⑤異常気象等により指揮本部長が必要と認めたとき。

2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

現有消防施設等については別表2のとおりとする。

3 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立、指導等防災思想の普及に努める。

(1) 予防査察

査察については、特殊防火対象物の防火管理体制の整備指導及び乳幼児、高齢者、障がい者等からの焼死者防止対策の徹底等を目的として、防火査察、指導を計画的に実施して火災等の未然防止に努める。

(2) 防災思想の普及

① 諸事業による普及

火災予防運動を実施し、各事業所に対し防火に関する研修会及び消防訓練指導並びに防火チラシ、ポスター等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努める。

② 民間防火組織による普及

幼年消防クラブ等の結成促進を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

③ 防火組織の育成指導

各防火協力団体に対して研修会、講習会、消火・避難訓練、指導等防火組織の育成強化に努める。

④ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会等を通じて防火・防災思想の向上とその対策を推進する。

4 警報発令伝達

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、とちち広域消防局警防規定第56条の規定に基づいて、火災警報等の処置を行うものとする。

5 警防活動

火災等の警戒及び鎮圧のため、概ね次の警防活動を行う。

(1) 非常参集

非直職員は、非常招集の命令を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、署に参集し、業務の指示を受けるものとする。

また、参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により消火、救助等の活動が可能かどうか判断し、適切な処置をとるものとする。

(2) 消防通信連絡体制

災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、とちち広域消防局と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶、輻輳したときは、防災無線通信の活用、又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。

(3) 消防部隊の体制

消防部隊の出動は、事前に定められた消防部隊出動計画に基づき出動する。

(4) 火災防御対策

① 初動時の処置

ア 町内の火災の早期発見にあたり、状況に応じて区域内の警戒を実施し、災害状況の収集にあたる。

イ 大きな被害が予想される場合、対策本部、警察等から主要道路、橋梁等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認、確保を行う。

② 火災防御活動

ア 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所、避難経路確

保の防御を行うものとする。

イ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し防御に当たるものとする。

ウ 大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災を鎮火した後、消防部隊を集中して防御を行うものとする。

エ 大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建築密集地域への延焼防止を優先するとともに、延焼防止線の設定を行うものとする。

6 消防応援出動

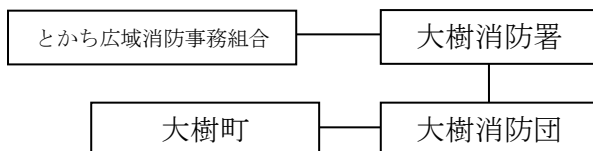
- (1) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づく応援
- (2) 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援

7 教育訓練

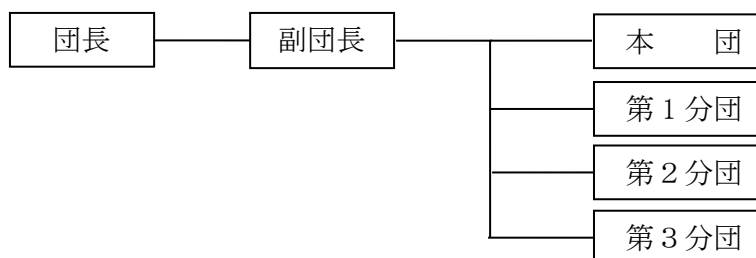
消防職員、消防団員は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の拡充強化とともに、職員、団員の資質と能力向上を図り、学術、技能の習得、体力、気力の錬成、規律を保持し、もって能率的な防災活動を遂行できるようにするため計画的に教育訓練を実施するものとする。

別表1 組織図

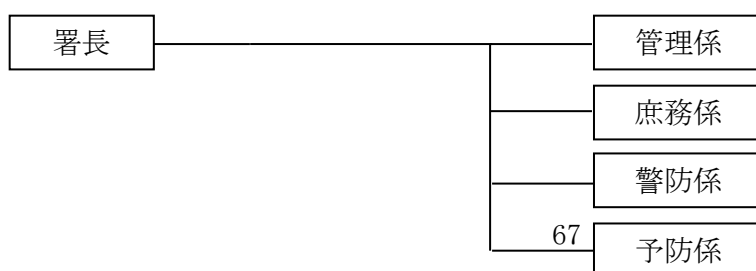
(1) 消防組織機構



(2) 大樹消防団機構



(3) 大樹消防署機構



別表 2

(1) 消防施設の配備

区 分	水槽車	タンク車	救急車	小型 動力	広報車	指令車	資機材 搬送車
大樹消防署	1	1	1	2	0	1	0
第一分団	0	3	0	0	1	0	1
第二分団	0	1	0	0	0	0	0
第三分団	0	1	0	0	0	0	0

(2) 水利の配備

区分	消火栓	防火水槽	防火井戸	計
大樹消防署	1 2 8	2 2	1	1 5 1
第一分団				
第二分団	1 5	2	5	2 2
第三分団	1 2	4		1 6

第9節 災害時備蓄計画

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そしてそれを基に平成24年6月に公表された「太平洋沿岸に係る津波浸水予想」により、大樹町では、防災対策事業の見直しが必要となった。

また、平成28年8月31日の台風第10号により町内全域で断水となった際には、大規模な断水となり、周辺自治体等の協力により対応することができたが、大樹町としても、断水時の初動を円滑に対応するために、一定程度の備蓄が必要であることを認識した。

本計画は大樹町において大規模災害が起きた際に、被災した町民に対し、円滑な物資の提供を行うことにより被害の抑制を図ることを目的とする。

1 基本的な考え方

震災時は、被災地域における流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが懸念されることから、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に鑑み、町民は日頃から被災直後に必要な物資を備えておくことが必要である。

しかしながら、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により多数の避難者、負傷者の発生が予想される。このため、町は、町民自らが非常用持出品として食糧品等の備蓄をすることを基本としつつ、町も非常用持出品を持ち出せなかった避難者等のための食糧、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を整備するとともに、要配慮者向けの資機材等の確保にも努めるものとする。

備蓄体制については、町が行う備蓄をはじめとして、町民による平時からの家庭内備蓄の促進や、地域内備蓄、企業内備蓄、流通在庫備蓄等の考え方を踏まえ、町民、企業、行政が一体となって備蓄体制の整備を推進することを基本とします。

2 備蓄

(1) 町による備蓄

町は、大災害や局地的な災害に備えて、常に必要な物資を必要とする避難所等に配送できる環境を確保することとし、特定の避難所等に配備する。

(2) 個人による非常用持出品

町民は、災害時に備え非常用持出品として、最低3日分（推奨1週間分）の食糧や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医療品等の備蓄を行う。

(3) 町内会、自主防災組織等による防災備蓄。

町内会や自主防災組織等において防災資機材等の備蓄を行い、災害時に対応する。

(4) 町民による炊き出し

災害時において、町民や民間事業者等の協力による炊き出しの支援を行い、避難所等へ配給を行う。

(5) 救援物資

町は災害時において、各種団体や民間事業者、個人から善意で寄せられる物資について、不足する避難所に配布する。

(6) 自治体からの支援物資

町は、道や応援協定先自治体等から不足する食料品等を支援物資として調達し、配分する。

3 備蓄物資目標数量

(1) 目標数量

全ての町民概ね5,500人の3日分の食糧及び飲料水を備蓄することを目標とする。

食糧 : 5,500人 × 3食 × 3日 = 49,500食

飲料水 : 5,500人 × 3リットル × 3日 = 49,500リットル

【町の備蓄】

町は大規模災害に備え、全ての町民概ね5,500人の30%にあたる1,650人分の食糧及び飲料水を3日分備蓄することを目標とする。4日目以降については、自衛隊や各自治体からの支援、救援物資により補うものとする。また、食糧、飲料水以外のその他の備蓄品目については、学校や公共施設の各指定避難所に配備するものとする。

食糧 : 1,650人 × 3食 × 3日 = 14,850食

飲料水 : 1,650人 × 3リットル × 3日 = 14,850リットル

【町民による持出】

各種広報活動や町内会自主防災活動により各家庭での備蓄を奨励し、最大避難者5,500人のうち、40%にあたる2,200人が非常食等を持ち出せるものとする。

【町内事業所からの確保】

町内の米穀小売登録業者、食料品小売業者等と災害時に物資を優先的に供給（有償）する旨の協定等を結ぶ等により確保できる食料品を、最大避難者5,500人の30%にあたる1,650人分とする。

【全体数量】

区分	食糧	飲料水
町	14,850食	14,850リットル
町民	19,800食	19,800リットル
事業所	14,850食	14,850リットル
計	49,500食	49,500リットル

(2) 町備蓄物資

町が行う食糧及び飲料水の備蓄目標数量は、食糧14,850食、飲料水14,850リットルとする。

(3) 事業所等からの物資の提供

町による備蓄で不足が予想される分として、食糧14,850食、飲料水14,850リットルを目標とする。

(4) 町内会、自主防災組織等による防災備蓄

町内会、自主防災組織等に配備できるよう啓発に努める。

(5) 町民自らの持出品目標数量は、食糧19,800食、飲料水19,800リットルとする。

4 備蓄品目

備蓄品目については、緊急性があり、家屋が全壊、流出し避難した住民にとって災害発生後、

行政機関等からの物資が届くまでの間の必要不可欠な食糧、生活必需品などをあらかじめ選定する。

(1) 避難所備蓄

①食糧品等

アルファ米、缶入りパン、乾パン、非常用飲料水（ペットボトル水）、育児用ミルク
羊羹、ビスケット、カレー、味噌汁類、乾麺、缶詰、ペットフードなど

②生活必需品

毛布、アルミマット、簡易トイレ、ダンボールベッド、簡易ベッド、衣料品、医薬品、マスク、生理用品、おむつ（小児用・大人用）、哺乳瓶、ビブス、消毒用品など

③資機材

発電機、ストーブ、ガスコンロ、ガス、ランタン、ライト、非常用蓄電池、エアテント、土のう袋、ブルーシート、パーテーション、災害用浄水器、飲料水用タンク、扇風機、ガソリン、軽油、灯油など

※なお、備蓄品の品目については、記載したもの以外でも必要に応じ購入できるものとする。

5 整備（購入）計画

整備（購入）計画は次のとおりとする。

(1) 避難所備蓄

① アルファ米、缶入りパン、乾パン、非常用飲料水を毎年必要に応じて配備し、常時食糧
16,200食、飲料水16,200ℓを保存する。

なお、保存期間は主に5年以上のものとし、保存期間の切れる備蓄品については、保存期間の切れる年度内において、地域や学校等の防災訓練などで使用する。

② 生活必需品、資機材

避難所等において使用した場合や、不足が生じると予想される場合には、随時補充する。

(2) 避難所資機材

避難所用資機材については、各避難所において避難所生活や災害時の応急対策活動など、避難所運営等に必要と思われる最低限の防災資機材及び生活資機材を備蓄する。

(3) 水防資機材

水防に関する資機材については、風水害や集中豪雨が発生した際に必要と思われる資機材等を消防備蓄庫、土のう袋を土木車庫に備蓄することとします。

(4) 断水時対策

断水発生時の初動対応として、最低限の給水袋を備蓄する。また、避難所等における飲料水提供のため、給水タンクを整備することで、迅速な応急給水活動が可能となるため、必要数を整備する。さらに、災害用地下給水タンクの整備など、災害時の給水体制に係る整備を進めていく。

(5) 防災備蓄庫

市街地における備蓄スペースは限られており、既存のスペースでは災害時に必要とする備蓄品を全て保管することは不可能である。郊外のコミュニティセンターの空きスペースを利用す

るほか、市街地においても保管可能な備蓄倉庫の設置を進めていく。

6 備蓄物資の管理

災害時に備蓄物資を使用するのは、主に地域住民であることから、備蓄物資の保管場所を熟知してもらうことや、資機材の使用方法を習得してもらうことが大切である。

このため、備蓄倉庫の管理方法や役割分担について、地域住民や関係機関と十分に協議を行い、管理方法などをまとめたマニュアルを作成するなどし、地域住民の理解と協力を得ながら地域が主体となって取り組むことによって、災害時の対応が速やかに行えるよう地域が主体となった備蓄倉庫の適正な管理を促進する。

7 町民による非常用持出品

大樹町地域防災計画では、大樹町は防災週間や防災関連行事を通じて住民に対し、最低3日分、推奨1週間分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行うと規定している。住民に対して備蓄を呼びかける際には、特別なものでなくても構わないので、普段購入しているものでも震災時には十分足りることを様々な方法により継続的に周知し、家庭内備蓄の充実を図るものとする。

また、自主防災組織等の平常時の活動においても広報を行い、各家庭や地域における備蓄を促進する。

(1) 非常用持出品

各家庭では、次のものを非常用持出品として備えることが必要である。

また、非常用持出品は、直ちに持ち出せるようリュックサックなど持ち運びしやすいものに収納することが大切である。

【最低限必ず備蓄するもの】

- ・食糧
- ・飲料水（長期（3～5年）保存可能なもの）
- ・マスク、消毒液などの感染防止品
- ・ラジオ
- ・懐中電灯

【その他の備蓄品】

- ・毛布、タオル、ティッシュ、救急医薬品、常備薬（メモでもよい）、老眼鏡、携帯電話充電器、ライター、軍手など

(2) 備蓄食料の条件

次のような条件を満たしたものが、備蓄食糧として適している。

- ① 日常生活にも使え、なおかつ長期間保存に耐えられるもの（乾物類は日本の伝統食品で保存日数も長く栄養もある。）
- ② 調理にあまり手間のかからないもの
- ③ 持ち運びに便利なもの
- ④ 必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

(3) 家庭での備蓄に適した食糧・飲料水

特別に災害用食糧を用意しなくても、普段購入しているものを上手に活用することで、賄う

ことができる。

栄養バランスを配慮し、かつ家庭の好みに合うものを、普段から購入するよう、心がけることが必要である。飲料水は、1人1日3ℓが目安となる。

例) レトルト主食（白米、五目御飯、白粥）、米、冷凍めん、個包装もち、粉類（小麦粉、ホットケーキミックス）、缶入りパン、乾パン、即席めん、ビスケット、クラッカー、煎餅、シリアル類、乾めん、缶詰、レトルト料理

8 事業所内備蓄について

事業所等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止などに取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資機材を備蓄し、防災訓練を実施することが望ましい。

また、震災時における従業員との連絡方法を定め、最低3日分、推奨1週間分の備蓄等を確保する。地震が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められることから、保有する施設、資機材、組織力等の防災能力や資源を提供することも必要と考えられる。

(1) 事業所等で用意することが望ましいもの

- ・食糧、飲料水最低3日分（推奨1週間分）
- ・資機材、医薬品、携帯トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ、防水シート、テント、ラジオ、乾電池、ヘルメット、軍手、マスク、消毒液などの感染防止品等など
- ※保管場所は、取り出すときの容易さ、耐震性、分散化を考慮する。
- ※食糧、飲料水、乾電池などは、定期的な更新が必要である。

(2) 従業員個人で用意するものが望ましいもの

地図、懐中電灯、防寒着、手袋、歩きやすい靴、携帯食糧、飲料水、携帯ラジオなど

9 年次備蓄配備計画

(1) 食糧、飲料水

食糧（アルファ米、缶入りパン等）は、保存期限が5年間のもの、飲料水は2ℓペットボトルで保存期限が5年間のものを、それぞれ毎年食糧3,500食程度、飲料水（ペットボトル水）1,600本程度購入し、常時14,850食以上、14,850ℓ以上を配備する。

なお、保存期間が切れる5年目の食糧及び飲料水は、年度内に行われる地域や学校等の防災訓練時に使用するものとする。

○年次計画表（食糧目標値：14,850食）

単位：食

年度	配備個数	訓練等使用個数	累計個数	備考
R2	2,500	1,122	14,540	
R3	2,500	2,760	14,280	

R4	2,500	1,700	15,080	
R5	2,500	2,050	15,530	
R6	2,500	1,350	16,680	
R7	2,500	2,500	16,680	

○年次計画表（飲料水目標値 2 L : 7,425 本）

単位：本

年度	配備個数	訓練使用個数	累計個数	備考
R2	1,620	1,468	10,744	
R3	1,620	3,960	8,404	
R4	1,620	1,648	8,376	
R5	1,620	1,908	8,088	
R6	1,620	1,620	8,088	
R7	1,620	1,620	8,088	

(2) その他の物資

その他の物資については、以下のとおり配備することとする。なお、ここで述べる主要な避難所とは、資料 1 に記載した大樹中学校、B&G 海洋センター、中島地域コミュニティセンター、歴舟地域コミュニティセンター、尾田地域コミュニティセンター、生花研修センター、晩成行政区会館、美成福祉館、旭行政区会館、浜大樹行政区会館、保健福祉推進センターを基本に備蓄を行うこととする。

また、消防備蓄庫及び大樹中学校については、災害時に町内の各避難所等に配布する物資の保管をするため、重点的に資機材の配備することとする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染防止を目的として資機材の追加を実施。

① 毛布

家庭での備蓄を奨励するとともに、町として最低でも避難者 1 枚／人を確保し、その後の国等の大規模支援で補充するものとする。

【年次計画】

大樹町が現在備蓄している毛布の数量は 1,100 枚である。目標とする数量は、全ての町民 5,500 人の 30%にあたる 1,650 枚とする。不足分 550 枚については、今後 8 年間で必要数を確保する。

② アルミマット

【年次計画】

大樹町が現在主要な避難所、備蓄庫に備蓄しているアルミマットの数量は、540 枚である。目標とする数量は、1,650 枚とする。不足分 1,110 枚については、今後 8 年間で必要数を確保する。

③ 発電機

【年次計画】

大樹町が現在主要な避難所、備蓄庫に備蓄している発電機の数量は、21台である。必要数は確保しているが、避難施設の状況等を再度検証し、必要数を整備していく。

④ ポータブルストーブ

【年次計画】

大樹町が現在主要な避難所、備蓄庫に備蓄しているポータブルストーブの数量は、17台である。全体で20台を目標とし、不足分3台については、今後3年間で必要数を確保する。

⑤ 照明機器

【年次計画】

大樹町が現在主要な避難所、備蓄庫に備蓄している照明機器は、14台である。目標とする数量は、避難場所に各1台、役場4台及び消防備蓄庫1台の計16台とし、不足分2台については、今後3年間で必要数を確保する。

⑥ ダンボールベッド、簡易ベッド

【年次計画】

大樹町が現在主要な避難所、備蓄庫に備蓄しているダンボールベッドは、58個である。目標とする数量は、全ての町民5,500人の10%にあたる550個とする。不足分492個については、今後10年間で必要数を確保する。

この他必要に応じ、ガソリン缶、コードリール、ポリタンクなどを準備する。

⑦ 体温監視カメラ

避難者が避難所に避難してきた際や避難所での生活している間、体温の監視に努め、事前感染拡大を防止する。

⑧ ワンタッチパーテーション

避難生活する上で、ソーシャルディスタンスを確保し、感染防止に繋げる。

資機材名	目標数量	
毛布	避難者 1,650 名分	1,650 枚
アルミマット	避難者 1,650 名分	1,650 枚
ダンボールベッド簡易ベッド	障害者及び高齢者などの災害弱者用	550 個
発電機	避難所 11 台、消防 1 台、役場 4 台	16 台
ポータブルストーブ	避難所 18 台、消防 2 台	20 台
照明機器	避難所 11 台、消防 1 台、役場 4 台	16 台
体温監視カメラ	避難所 7 台	7 台
ワンタッチパーテーション	避難所 150 台	150 台

※新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、避難所における感染症対策を目的に、新たに体温監視カメラ、ワンタッチパーテーション等の資機材を追加。

別表1 避難所等備蓄状況一覧（主な品目）（R4.3.1現在）

○主な指定避難所

配備場所	非常食 (食)	飲料水 (2ℓ/本)	毛布 (枚)	発電機 (台)	ダンボール ルベッド (台)	パーテーション (台)
大樹中学校	2,700	1,320	310	3	1	-
B&G海洋センター	0	180	206	3	-	-
中島地域コミュニティセンター	1,350 パン 720	0	10	-	81	67
歴舟地域コミュニティセンター	2,350	1,620	310	-	78	68
尾田地域コミュニティセンター	1,600 パン 1,560	3,268	186	-	65	22
生花研修センター	100	18	10	1	1	1
晩成行政区会館	100	18	-	1	1	1
美成福祉館	50	18	-	1	-	-
旭行政区会館	0	810	20	-	-	-
浜大樹行政区会館	0	852	48	-	-	-
福祉センター	-	0	-	1	-	-
センターハウス	-	0	-	1	-	-
保健福祉推進センター	350	0	40	1	-	-

○備蓄庫

配備場所	非常食 (食)	飲料水 (2ℓ/本)	毛布 (枚)	発電機 (台)	ダンボール ルベッド (台)	パーテーション (台)
消防備蓄庫	2,500	300	200	2	-	-
役場	900	-	20	7	54	50

○全体合計

配備場所	非常食 (食)	飲料水 (2ℓ/本)	毛布 (枚)	発電機 (台)	ダンボール ルベッド (台)	パーテーション (台)
合計	14,280	8,404	1,360	21	281	209

第10節 避難体制整備計画

地震・津波災害から住民の生命・身体を保護するため、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 避難誘導體制の確立

- (1) 町は、地震・津波等による大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所（別表1）、指定避難所（別表2）等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な地域から一刻も早く高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所へ立ち退き避難することを基本とするが、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海岸沿いに入るときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、町からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所へ移動するよう、町は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 道及び町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (8) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

(1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には、発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

基準		異常な現象		大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫 (※1)	噴火に伴い発生する火山現象 (※2)	津波	地震	
		崖崩れ・土石流・地滑り									
管理の基準		居住者等に開放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> * 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる。 </div>									
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B) いずれかに該当	構造 (A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある (a 2)						施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等 (※3) に適合するもの (a 3)			
	立地 (B)	異常な現象による水圧、波力、震動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの (a 1)						安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない			

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流等

※3 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係機関や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難所の確保等

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
 - ① 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - ② 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ③ 災害時において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。
 - ① 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - ② 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - ③ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調

整を図る。

- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

4 市町村における避難計画の策定等

- (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

- (2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (3) 町の避難計画

町は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

道は、津波避難計画策定指針を示し、市町村は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導す

るため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- ① 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- ② 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- ④ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- ⑤ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- ⑥ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- ⑦ 避難に関する広報
 - ア 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - エ 避難誘導者による現地広報
 - オ 住民組織を通じた広報

（４）被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、町の被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後においては、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、指定避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

5 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

る。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
- (2) 避難の経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

別表1 指定緊急避難場所一覧

名 称	所 在 地	対象とする異常な現象の種類	備 考
歴舟地域コミュニティセンター	字芽武 183	地震・津波	
中島地域コミュニティセンター	字中島 172	地震・津波	

別表2 指定避難所一覧

	施設名	電話番号	所在地	面積 (㎡)	収容人数
1	尾田地域コミュニティセンター	-	字尾田 798	1,173	435
2	生花行政区会館	-	字生花 539	230	85
3	晩成行政区会館	-	字晩成 209	153	55
4	歴舟地域コミュニティセンター	-	字芽武 183	962	355
5	大樹小学校	6-2026	東本通 54	540	200
6	生涯学習センター	6-5555	双葉町 6	513	190
7	大樹高等学校	6-2063	緑町 1	886	325
8	福祉センター	6-2126	栄通 29	954	350
9	中央運動公園センターハウス	6-5400	振別 137	117	45
10	B&G海洋センター	6-3849	西本通 73	726	270
11	武道館	6-3849	西本通 73	473	175
12	大樹中学校	6-2058	鏡町 1	950	350
13	中島地域コミュニティセンター	-	字中島 172	1031	380

14	石坂行政区会館	-	字石坂 619	90	30
15	中大樹行政区会館	-	字大樹 161	43.7	16
16	大和行政区会館	-	字大樹 417	40.5	15
17	松山・下大樹行政区会館	-	松山町 14	64.8	24
18	芽武行政区会館	-	字芽武 344	64.8	24
19	蒨和行政区会館	-	字蒨和 342	42.1	15
20	上大樹行政区会館	-	字大樹 311	40.5	15
21	上中島福祉ホーム	-	字石坂 105	48.6	18
22	開進福祉ホーム	-	字開進 134	72.9	27
23	美成福祉ホーム	-	字美成 227	69.2	25
24	拓進福祉ホーム	-	字拓進 118	67.2	24
25	拓北福祉ホーム	-	字尾田 358	67.2	24
26	豊里福祉ホーム	-	字尾田 138	67.2	24
27	大光福祉ホーム	-	字大全 117	67.2	24
28	相川福祉ホーム	-	字相川 142	67.2	24
29	日方福祉ホーム	-	字日方 172	69.6	25
30	振別福祉ホーム	-	字振別 173	69.6	25
31	東和福祉ホーム	-	字大樹 107	70.7	26
32	更生老人憩いの家	-	字芽武 84	40.5	15
33	北大樹会館	-	字大樹 1	118.2	43
34	南町会館	-	字日方 401	34	14
35	浜大樹行政区会館	-	字浜大樹 189	97.2	36
36	旭行政区会館	-	字旭浜 96	97.2	36
37	大樹町老人と母子の家	-	鏡町 33	136.6	50
38	道の駅コスモール大樹	-	西本通 98	213	81

別表3 指定福祉避難所

名 称	電 話 番 号	所 在 地	面積 (㎡)	収 容 人 員 (名)
高齢者保健福祉推進センター (らいふ)	6-4833	暁町 8-1	247 (96)	90
特別養護老人ホーム	6-2361	暁町 6-1	623.5	256
社会福祉法人 光寿会	6-5566	字大樹 10 番地 8	459.7	189

※面積の()の数字は和室面積

第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「避難行動要支援者避難支援計画」により、その支援体制の整備を図る。

1 安全対策

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合がみられることから、道、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導灯の防災体制の整備に努める。

(1) 町の対策

町は、防災担当課と保健福祉担当課との連携の下、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で補完する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

① 全体計画・地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

② 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、市町村の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

③ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

④ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

⑤ 個別避難計画の策定

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

⑥ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

⑦ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

⑧ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

⑨ 指定福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

(2) 社会福祉施設等の対策

① 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

② 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から、町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努める。

③ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

④ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 援助活動

町は避難行動要支援者の早期確認等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 避難行動要支援者の確認・早期発見

町は、災害発生後に、直ちに把握している避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

町は避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

① 避難所への移動

② 病院への移送

③ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援

を要請する。

3 外国人に対する対策

道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第12節 自主防災組織の育成等に関する計画

大規模な災害発生時には、住民の避難行動での混乱、災害の同時多発など、様々な状況が予想される。

このため、行政の対応には限界があり、災害発生時に被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、被災者の救出救護、避難誘導など、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に避難行動要支援者の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団との連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじめ、避難行動要支援者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制を図るものとする。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

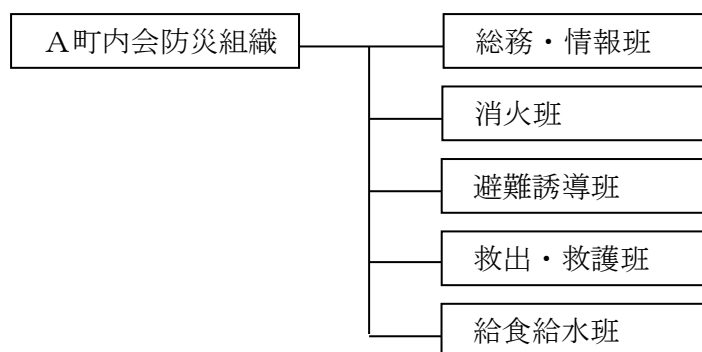
2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所は、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、次のような編成が必要と考える。



4 組織の活動

(1) 平常時の活動

① 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図るものとする。

② 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが重要であることから、総合訓練を除く、個別訓練として次のような訓練が考えられる。

ア 情報収集伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出救護訓練

オ 給食給水訓練

カ 図上訓練

③ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多いと考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行うこと。

④ 防災資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を、組織としてあらかじめ準備しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して非常時にすぐ使用できるようにする。

(2) 非常時及び災害時の活動

① 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

② 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

③ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護等を必要とするものが、救護所等へ搬送する。

④ 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者避難等（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

⑤ 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

⑥ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第13節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害時は、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所・避難経路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害による被害の軽減に努めなければならない。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立されることから、町及び防災関係機関は、本章第3節に掲げる「大樹町雪害対策要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時における、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国、道、町の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた画的な道路交通確保対策を推進するものとする。

① 除雪体制の強化

- ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

② 積雪管理地に適した道路整備の推進

- ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

③ 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

(2) 積雪期における指定緊急避難場所、避難路の確保

道、町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、あらかじめ民間企業、団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等確保に努めるものとする。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅の整備については、積雪のため早期着工が困難となること及び避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期的対策を検討するものとする。

(3) 指定避難所の運営

市町村は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第14節 複合災害に関する計画

道、町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

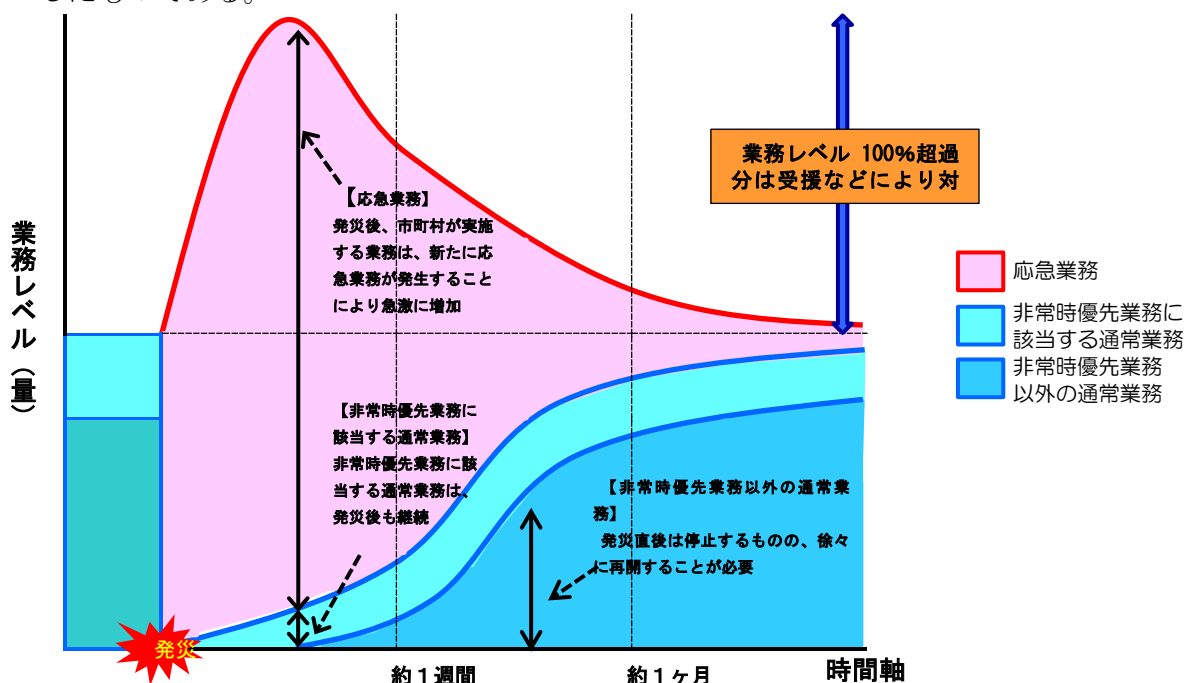
- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- (3) 道及び町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第15節 業務継続計画の策定

道及び市町村及び、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町村の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定

に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。